



戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)については、令和2年4月1日より請求受付を行っております。未だ請求をされていないご遺族様につきましては、請求期限を過ぎますと第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりま

すので、ご注意ください。

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族のお1人(細かい条件につきましては窓口にお問合せください)

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 社会福祉課(甚目寺庁舎)

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。土・日曜・祝日、年末年始を除きます。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555



国保特定健康診査の受診期限迫る!!

特定健診の受診期間は10月30日(土)までです。まだ受けられていない方は、早めに受診してください。

生活習慣病を予防するためには早期発見が決め手となります。年一度は健診を受け、健康づくりにお役立てください。

受診をされる方は、希望する指定医療機関へ予約を入れて受診してください。

対象 国民健康保険に加入している40歳以上の方

※対象の方には、5月中旬に特定健康診査受診券を送付しています。

※4月2日以降に国民健康保険に入された方で、受診希望の方はお問い合わせください。

健診場所 海部地区・津島市指定医療機関

健診費用 無料

問合先 保険医療課(保健事業グループ)

☎462・6683

FAX 443・3555



犬や猫の飼い方について

最近、犬や猫などのペットに関する苦情が、市に多く寄せられます。

●**散歩のときは必ずふんの後始末を**

散歩は犬にとつて大切な運動ですが、しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園などにそのままになっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

●**猫にもしつけを**

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。猫は、平面の運動は少なくても、上下運動ができる遊び場があれば、十分猫のストレス解消になります。また、室内飼いによって、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人一人がマナーをきちんと守りましょう。



問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

10月は「クリーン排水月間」・「浄化槽強調月間」です

毎年10月を「クリーン排水月間」及び「浄化槽強調月間」とし、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

家庭でできる生活排水対策

- ・食べ残り、飲み残しを減らしましょう。
- ・台所では、排水口の三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除きましょう。
- ・食器の汚れは、古布や新聞紙等で拭き取りましょう。
- ・使用済みの油は吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせ、可燃ごみで出しましょう。
- ・洗剤は、適切な量を使用しましょう。
- ・お風呂の残り湯を洗濯に利用しましょう。

浄化槽の適正な管理

浄化槽は、微生物の働きを利用し、家庭から出る生活排水をきれいにする装置です。浄化槽を管理するすべての方は、

法律で清掃、保守点検、法定検査を受けなければならぬとされています。汚物の流出や悪臭の発生等、水質汚濁の原因とならないよう適正に管理をしましょう。

問合せ 環境衛生課

☎ 444・3132

FAX 443・3555



都市計画



ブロック塀等撤去費補助事業のご案内

ブロック塀等は所有者個人の財産であり、所有者の責任における適正な管理が必要になります。地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、市内にある道路等に面した一定以上の高さがあるブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を補助します。※すでに撤去されたブロック塀等については補助の対象になりませんのでご注意ください。

問合せ 都市計画課

☎ 441・7112

FAX 441・8387

防犯

秋の安全なまちづくり県民運動

期間 10月11日(月)～10月20日(水)までの10日間

運動の趣旨

この運動は、県民一人一人が防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止
- 子どもと女性の犯罪被害防止
- 暴力追放運動の推進

問合せ 安全安心課

☎ 444・0862

FAX 441・8330

ウォーキングによる

防犯パトロール事業

あま市防犯協会では、地域の見守り活動として、ウォーキングに合わせて防犯活動を行っていただける方を募集します。

ウォーキングをしてもらう際に配布する蛍光反射付きのベストを着用してもらい、地域の防犯意識を高め、犯罪のおきにくいまちづくりを目指します。

ウォーキングによる防犯パトロールは、「団体で活動する防犯パトロール」とは異なり「個人の方によるボランティア活動」です。

申込

10月1日(金)から安全安心課(本庁舎)窓口で配布します。ご希望の方は窓口で申請をお願いします。

※50着、先着順とさせていただきます。

問合せ 防犯協会事務局(安全安心課)

☎ 444・0862

FAX 441・8330



犬のお散歩時による

防犯パトロール活動協力事業

あま市防犯協会では、飼い犬のお散歩で外に出るついでに、「ながら」

パトロールをもらうと、犬の散歩時に使用するトートバッグを配布しております。バッグには反射入りで防犯パトロール中とプリントしてあり、このバッグを持つて犬の散歩をしていたことで、少しでも地域の防犯意識を高めるとともに、犯罪のおきにくいまちづくりを目指します。

申込

安全安心課(本庁舎)窓口で配布しています。ご希望の方は窓口で申請をお願いします。

※申請時には、飼い犬の登録番号が必要ですが。

問合せ 防犯協会事務局(安全安心課)

☎ 444・0862

FAX 441・8330



交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.63

名称 篠田坪枕の三叉路
場所 篠田坪枕

三叉路が2つ重なる交差点で、自動車はクランク状に曲る際、ほとんど止まらない。交差する道路の自動車も止まらない。周囲の見通しが良いためだろう。でも交通量はとても多く、スピードは速い。互いに相手の動きを見誤れば、大きな事故になる。自転車を運転している子どもたちに、自動車が急接近する恐れがある。曲り角では一旦停止。他の自動車や自転車が近付いてきたら、お互いに譲り合いを。(市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット:あ!マップから抜粋)



(危険と感ずる場所や体験等の情報を募集しております。)
問合先 安全安心課

☎4444・0862

FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和3年7月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	2件	±0件
乗物盗 (自動車盗など)	4件	-7件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	24件	+4件
計	30件	-3件

問合先 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

令和3年中
交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	64人
津島警察署管内	4人
あま市	2人

令和3年7月末現在

問合先 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

その他



元あま市議会議員
故・林立規氏に「従六位」

地方自治の振興に貢献されました故・林立規氏に対する叙位伝達が7月28日(水)、愛知県知事から行われました。

林氏は、平成3年5月から平成23年4月まで、通算20年にわたり、旧七宝町議会議員並びにあま市議会議員として尽力され、受章の運びとなりました。

☎444・1713
FAX 444・1351

問合先 人事秘書課

交通安全まんが
みどりちゃん
沢村ツトム

